

令和8年度不登校支援事業における不登校支援サポーター派遣業務  
委託契約締結事業者募集に係る質問及び回答

No.	関連する資料及び該当項目	質問内容	回答
1	○募集要項p. 3 「4 応募資格 (6) 企画提案書の提出時において、不登校児童生徒に対する支援に関する業務を継続して1年以上実施した実績があること、又は1年以上実施する見込みであること」	・1年の活動実績の定義について 現時点で全く実績がない場合も問題はありませんでしょうか。	企画提案書の提出時において全く実績がない場合は、ご応募いただけません。企画提案書の提出時点で、不登校児童生徒に対する支援に関する業務を実施しており、当該業務を継続して1年以上実施している、又は実施する見込みである場合は、ご応募いただけます。
2	○募集要項p. 4 「6 応募手続き等に関する事項 (3) 企画提案書の提出 ア 提出書類」	企画提案書の作成にあたり、様式6別紙1～5に記載されている項目を記載していれば、Wordとは別のソフトを使用して作成しても良いかご教示ください。	Wordではないソフトを使用して作成した資料を提出しても構いませんが、様式6別紙1～5の記載枠内に「別紙のとおり」と記載のうえ、それぞれの項目ごとに表紙として添付してください。
3	○募集要項p. 5 「7 審査・選定に関する事項 (1) 審査基準」	・現時点における不登校児童の現状について 学校に行けなくなっている要因について、どのような理由が多く割合を占めていますでしょうか。	こちらのご質問につきましては、募集要項p. 5 「7 審査・選定に関する事項 (1) 審査基準」の事業理解に関する審査項目の1つに関係し、提案事業者の企画提案内容に影響する内容となりますので、回答を差し控させていただきます。
4	○仕様書p. 1～2 「7 実施場所」	対象は、区内市立小中学校合計9校以内と記載していますが、実施場所も9会場以内という認識で問題ないでしょうか。	仕様書p. 1～2 「7 実施場所」に記載のとおり、区内市立小中学校（9校以内）及び、対象児童生徒の自宅から学校までの通学路、東淀川区役所、東淀川区子ども・子育てプラザ、北部こども相談センター等の区内の市立小学校長・中学校長又は本市が指定する場所が実施場所となります。実施場所は原則東淀川区区内としますが、本市及び事業者の双方が合意した場合は、大阪市内の公的機関等（中央こども相談センター等を想定）も実施範囲とします。 なお、サポーターの配置については、学校内で活動する人員以外に学校外で活動する人員が必要ということではありません。各校に従事する1名のサポーターが対象児童生徒の実情に応じて上記の実施場所で活動することを想定しています。